

# 大分県報

令和六年  
第五四一号  
九月十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

道路区域の変更（三件）	一
道路の供用開始（二件）	二
公有水面埋立ての免許の出願	二
土石災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域の指定	三
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託（二件）	七

### 告示

**大分県告示第四百二十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
豊後大野市清川町宇田枝字上ノソル二〇二八番五地先から豊後大野市清川町宇田枝字西ノソル一八二四番八地先まで	前		メートル 二九・一	メートル 一、一二〇・五
			メートル 三・二	
豊後大野市清川町宇田枝字上ノ轟牧口停車場				

令和六年九月十日

ツル二〇二八番五から豊後大野市清川町宇田枝字西ノソル一八二四番八地先まで	後	二九・一 七・七	一、一二三・八
--------------------------------------	---	-------------	---------

### 大分県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
竹田市久住町大字白丹字梅木八四二四番地先から竹田市久住町大字白丹字梅木八四二一番一地先まで	前		メートル 一二・〇	メートル 八五・〇
			メートル 五・九	
竹田市久住町大字白丹字梅木八四二四番から竹田市久住町大字白丹字梅木八四二一番一まで	後		二一・九 一・一・八	七九・〇

### 大分県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類	区間	区域変更	敷地の幅員	延長

大分県報（告示）

令和六年九月十日

大分県報（告示）

二

及び路線名	県道庄内久住線 竹田市直入町大字下田北字小津留一五〇番二から 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番一〇まで	前後別	前 メートル 一七・九 六・〇	後 メートル 二〇・七 一・三	供用開始年月日	令六・九・一〇
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	供用開始年月日
県道庄内久住線	竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番一〇まで	令六・九・一〇	県道庄内久住線	竹田市直入町大字下田北字小津留一五〇番二から 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番一〇まで	令六・九・一〇	令六・九・一〇

大分県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道中津留轟牧口停車場線	豊後大野市清川町字田枝字上ノツル二〇五八番三から 豊後大野市清川町字田枝字川ツル二〇〇六番八まで	令六・九・一〇

大分県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
3 面積	八三の地点 八二の地点 八一の地点	八四の地点から一七三度二八分三九秒八・一八メートルの地点 八三の地点から二六三度二八分三九秒九・四四メートルの地点 八二の地点から三五三度二八分三九秒八・一七メートルの地点

大分県告示第四百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 出願の年月日  
令和六年八月十六日
- 二 出願人の住所及び氏名  
大分市大手町三丁目一番一号
- 大分県 代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 三 埋立ての区域

1 位置

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻二―三四番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び八四の地点と八一の地点を結ぶ令和五年度秋分の満潮位（D・L・プラス一・七五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

八四の地点 国土地理院板知屋三等三角点（北緯三三度七分一一秒三五四五、東経一三一度四九分五四秒五二〇（以下「基点」という。））から二八四度二一分

一〇秒一、五八四・八四メートルの地点

八三の地点 八四の地点から一七三度二八分三九秒八・一八メートルの地点

八二の地点 八三の地点から二六三度二八分三九秒九・四四メートルの地点

八一の地点 八二の地点から三五三度二八分三九秒八・一七メートルの地点

七七・一七平方メートル  
埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

臼杵市大字板知屋字ビワヶ鼻二―三四番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 基点から三〇三度一分三八秒一、六一三・四〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一九四度二八分五七秒五二・四五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二四六度二九分〇九秒一二〇・八九メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三四〇度四八分四六秒五二・二一メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二五四度四六分一七秒〇・九九メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から三四〇度四六分五八秒一三八・一九メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から三四〇度四五分三三秒六・一五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から八三度二八分四二秒三・四九メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三四〇度五〇分一六秒一八・八四メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から一五度〇一分二〇秒三〇〇・〇六メートルの地点

3 面積

九八、六八五・七五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

六 縦覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市役所

七 縦覧の期間

令和六年九月一〇日から  
令和六年一〇月一日まで

大分県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
井ノ迫川②	豊後大野市犬飼町柚野木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、豊後大野土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
上六区川	豊後大野市犬飼町下津尾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
上六区川③	豊後大野市犬飼町下津尾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
福土川②	豊後大野市犬飼町高津原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
上六区川④	豊後大野市犬飼町高津原	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
山の田谷川②	豊後大野市犬飼町高津原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
津原	豊後大野市犬飼町高津原	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	



入北⑦	宮野③	宮野②	宮野①	長谷	久原下②	山方谷川一支	松尾谷川六支	松尾谷川五支	尾
豊後大野 重町宮 野市三	豊後大野市三 重町宮	豊後大野市三 重町宮	豊後大野市三 重町宮	豊後大野市三 重町宮 野木 銅町柚	豊後大野市三 重町宮 原 銅町久	豊後大野市三 重町久	豊後大野市三 重町松	豊後大野市三 重町松	豊後大野市三
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和六年九月十日

② 下の原	深瀬②	長峰⑤	長峰④	漆生⑦	大木⑧	浅水⑥	中小坂②	野市三
津尾 銅町下 野市大 豊後大	豊後大野市千 歳町長 峰	豊後大野市千 歳町長 峰	豊後大野市千 歳町長 山	豊後大野市千 歳町下 山	豊後大野市千 歳町下 瀬	豊後大野市三 重町浅	豊後大野市三 重町小 坂	豊後大野市三 重町西
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (五三)

宝川内		向田②		向田①		米田③		向野③		黒松③		高津原		阿原③		上園③		
豊後大 城 重町本 野市三		豊後大 野市三 重町玉 田及び 本城		豊後大 野市三 重町川 辺		豊後大 野市三 重町向 野		豊後大 野市三 重町向 野		豊後大 野市三 重町向 野 松 飼町黒		豊後大 野市三 重町向 野 津原		豊後大 野市三 重町向 野 津尾 飼町下		豊後大 野市三 重町向 野 津尾 飼町下		
土砂災害警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		
急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		
別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		
別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		
		丸山①		堂内⑤		堂内④		堂内③		④ 小仲尾		久田		久原⑨		久原⑧		②
背畑 方町馬 野市緒 豊後大		豊後大 野市緒 方町小 原		豊後大 野市緒 方町小 原		豊後大 野市緒 方町小 原		豊後大 野市緒 方町小 原		豊後大 野市緒 方町小 原		豊後大 野市三 重町久 田		豊後大 野市三 重町久 田		豊後大 野市三 重町久 田		野市三 重町内 山
区域 災害特別警戒		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		区域 災害特別警戒
急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊		急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり		別図の とおり
別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり

令和六年九月十日

大分県報 (告示)

米山④	豊後大野市緒方町徳田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
北向③	豊後大野市緒方町徳田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
田原	豊後大野市犬飼町田原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

大分県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。

令和六年九月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
南立エンジョイ倶楽部  
別府市観海寺三
- 二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和六年四月一日
- 三 委託をした日  
令和六年四月一日
- 四 委託の期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分県告示第四百三十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校

令和六年九月十日

照明設備使用料の徴収事務を委託した。	
令和六年九月十日	大分県知事 佐藤 樹一郎
委託した事務に係る施設名	受託者の住所及び名称
大分県立高田高等学校	豊後高田市中真玉二一四四番地二二 豊後高田市スポーツ協会 会長 佐々木 敏夫
大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会長 尾崎 康
大分県立久住高原農業高等学校	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市スポーツ協会 会長 土居 昌弘
大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会長 平松 義広
大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日出 正義
大分県立日田林工高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日出 正義
大分県立由布高等学校	由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会長 佐藤 孝昭
大分県立杵築高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市スポーツ協会 会長 永松 悟
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市スポーツ協会 会長 川野 文敏
大分県立新生支援学校	大分市玉沢一〇三番地 NPO法人わさだ夢クラブ 理事長 安東 房吉
大分県報（告示）	大分市横田一―一七―四〇第一美容荘一〇七

令和六年九月十日

大分県報（告示）

八

大分県立大分支援学校	OZAI元気クラブ 副会長 阿部 清
大分県立中津支援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸行
大分県立中津東高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸行
大分県立白杵高等学校	白杵市大字白杵二の一〇七番五六二 白杵市スポーツ推進委員協議会 会長 尾崎 康
大分県立さくらの杜高等支援学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会長 園田 幸一

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで